

商品概要説明書

(令和6年10月1日現在)

商品名	けんしん教育ローン
ご利用いただける方	以下の条件を満たし、三菱UFJニコス㈱の保証が得られる方 ・融資時の年齢が満20歳以上で、最終返済時の年齢が満70歳未満の方 ・当組合営業地区内に住所もしくは勤務先または事業所を有する方 ・継続して安定した収入のある方
お使いみち	(1) 小学校、中学校、高等学校、短大、大学、大学院、各種専門学校に関する入学金、授業料、寄付金等学校へ納付する費用（但し、学校法人に限る） (2) 礼金、敷金、仲介手数料、引越し費用等下宿に関する初期費用（毎月の家賃は対象外） (3) 通学定期、制服、教科書等の購入費用 ※上記（1）～（3）は1ヶ月以内に限り、支払済資金も対象となります。 (4) 「けんしん教育ローン」借換資金 (5) 他行教育ローンの借換資金
ご融資金額	・20万円以上500万円以内（1万円単位）
ご利用期間	・6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位） ※元本据置期間を含みます。 (1) 入学の6ヶ月前から融資可能となります。 (2) 短大、大学、大学院、各種専門学校に限り、在学期間を限度とする元本据置期間は最長4年6ヶ月以内となります。 但し、大学入学時、大学在学時に明確に大学院への入学を希望するもの、もしくは医学部、薬学部等の確認できる場合は、在学期間を限度とする元本据置期間は最長6年6ヶ月以内となります。 (3) 借換資金のみの場合は、借換対象の残存期間内となります。 (4) 借換資金及び資金使途（1）から（3）を含むお申込の場合は、借換対象の残存期間に拘らず、上記の期限内となります。
ご融資利率	・変動金利（保証料を含みます。） ※当組合の短期プライムレートを基準として見直いたします。適用金利はホームページまたは窓口へお問い合わせください。
ご返済方法	・毎月15日に元利均等返済又は元利均等ボーナス併用返済 但し、ボーナス併用の場合、増額返済分の元金はご融資金額の50%以内で1万円単位となります。
ご融資口数	・お1人様1口となります。
保証人・担保	・三菱UFJニコス㈱の保証を利用いたしますので、原則として必要ありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。

商品名	けんしん教育ローン
必要書類	(1) 本人確認資料 以下の本人確認資料をご用意ください。 ・運転免許証 ・パスポート（令和2年2月3日以前に申請されたもので、所持人記載欄があり住所を確認できるもの） ・住民基本台帳カード（顔写真付のもの） ・健康保険被保険者証（記号・番号がマスキングされたもの） ※外国人の方の場合は、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかと本人確認資料が必要となります。 (2) 所得証明書類 ・源泉徴収票・確定申告書（税務署受付印のあるもの）・住民税決定通知書 ・所得証明書・課税証明書・納税証明書その2のいずれかとなります。 (3) 資金使途証明書類 ※入学金・授業料等の金額が確認できるもの ※支払済の場合、領収書は原則支払後1ヶ月以内のもの ※見積書・・・引越費用の場合 (4) 入学・在学証明書類 ※資金使途が引越費用の場合 合格通知表、在学証明書、学生証の写し等 (5) 借換対象の返済予定表（写し） ※資金使途が借換の場合 (6) 返済通帳等支払い実績資料 借換の場合入学金・在学証明書類 ※資金使途がことを証明できる資料等の写し
手数料等	・ご融資金額 50 万円以上でご契約の場合、取扱手数料 1,100 円（消費税込）が必要になります。 ・ご契約の際、印紙税（実費）をご負担いただきます。 ・ご返済中に繰上返済をされる際には、当初ご融資金額 50 万円以上の場合、1,100 円（消費税込）をお支払いいただきます。
返済試算額の入手方法	・ホームページ上でご返済額の試算ができます。
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室にお申し出ください。 【茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室】 電 話：0120-310-206 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。 ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/

商品名	けんしん教育ローン
	・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記茨城県信用組合リスク管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５ （全国信用組合会館内）

■ くわしくは、店頭にお問合せください。

■ ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

茨城県信用組合